

豊田市空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市空き家情報登録制度等により登録される空き家の所有者又は登録された空き家の所有者及び利用者に対して、空き家にある家財道具等の運搬及び処分（以下「片付け」という。）に要する費用の一部を交付する豊田市空き家情報バンク登録促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、市の山村地域等の新たな定住者を確保し、健全な地域コミュニティの保持と地域づくりを図るため、地域に所在する空き家の有効活用を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 山村地域等 豊田市空き家情報登録制度実施要綱（以下「空き家情報バンク実施要綱」という。）第2条第1号に掲げる地域をいう。
- (2) 空き家 空き家情報バンク実施要綱第2条第2号に掲げる空き家をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家情報バンク実施要綱第2条第4号に掲げる空き家情報バンクをいう。

(補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市の山村地域等に所在する空き家の片付けとする。

(補助対象の空き家)

第5条 この補助金の交付対象となる空き家は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成30年4月1日以後に空き家情報バンクに初めて登録され、その登録が申請時点まで継続している空き家であること。
- (2) 補助事業実施中に空き家情報バンクに初めて登録される空き家であること。
- (3) 空き家情報バンクを利用した賃貸借の場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。
 - ア 平成30年4月1日以後に空き家情報バンクに初めて登録された空き家であること。
 - イ 空き家の所有者と借受人との間において賃貸借契約が成立し、又は賃貸借契約の締結に関して合意がなされていること。
 - ウ 空き家の所有者と借受人との間において、当該空き家の片付けに関して書面により合意がなされていること。
- (4) 空き家情報バンクを利用した売買の場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。
 - ア 平成30年4月1日以後に空き家情報バンクに初めて登録された空き家であること。

イ 空き家の所有者と購入者との間において売買契約が成立し、又は売買契約の締結に関して合意がなされていること。

ウ 空き家の所有者と購入者との間において、当該空き家の片付けに関して書面により合意がなされていること。

(補助金の申請者要件)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者でなければならない。

(1) 前条第1号又は第2号の場合にあっては、空き家の所有者である個人

(2) 前条第3号又は第4号の場合にあっては、空き家の所有者、借受人又は購入者である個人

(補助対象の除外)

第7条 第5条各号に掲げるいずれかの要件を満たしている場合であっても、申請者又は空き家が次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象としない。

(1) 法人である場合

(2) 豊田市税を滞納している場合

(3) 同一の空き家について、当該補助金又は他の類似の補助金の交付を受けている場合

(4) 偽りその他不正な手段により申請を行った場合

(5) 暴力団員である場合

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

(7) その他市長が適当でないと認めた場合

(補助対象経費)

第8条 この補助金の対象となる経費は、第5条各号に掲げる要件を満たす空き家の片付けに要する処分及び運搬費用の全部又は一部とする。ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)の対象となる廃棄物については、各品目1点までとする。

2 交付決定前に実施した空き家の片付けに要した費用については、この補助金の対象としない。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、空き家の片付けに要する費用に10分の8を乗じて得た額(千円未満の端数は切捨て)以内とし、20万円を限度とする。

(補助金の申請)

第10条 申請者は、空き家情報バンク登録促進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条第3号及び4号の場合にあっては、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結することが確かとなった日又は契約をした日から起算して3か月以内に、市長に提出しなければならない。

(申請等の特例)

第11条 申請者は次の各号に掲げる申請等については、あいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則)により行うことができる。

(1) 前条に規定する交付申請

(2) 第13条第1項に規定する変更等承認申請

(3) 第15条に規定する実績報告

2 前項の規定により同項各号の申請等がなされたときは、当該電子的記録は当該書類とみなす。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、申請書の提出があったときは、申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、空き家情報バンク登録促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第13条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、空き家情報バンク登録促進事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条の通知書の決定内容を変更し、中止し、又は廃止することができる。

(変更内容及び中止等の決定)

第14条 市長は、前条第2項により当該補助金の変更、中止又は廃止を承認したときは、空き家情報バンク登録促進事業補助金変更承認決定通知書(様式第4号)により、当該交付決定者に通知する。

(実績報告)

第15条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた事業を完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、空き家情報バンク登録促進事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第16条 市長は、前条に規定する報告書が提出されたときは、内容を審査し、当該報告書に係る事業の成果を適当と認めたときは、交付すべき補助金の額等を確定し、空き家情報バンク登録促進事業補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(関係書類の保存)

第17条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の交付)

第18条 市長は、補助金の額が確定した後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(検査及び指示)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(空き家の管理及び利用)

第20条 交付決定者は、空き家の善良な管理及び利用に努めなければならない。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第21条 市長は、交付決定者又は空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定又は交付を取り消すものとし、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 第5条、第6条、第7条及び第20条に定める要件に反するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 関係法令等に違反したとき。
- (4) 当該空き家及びその利用者に関して、市長が第2条に定める目的に著しく反すると判断したとき。
- (5) 空き家情報バンクの登録前に申請した場合、交付決定者が実績報告時まで、交付決定を受けた補助対象事業に係る空き家を、空き家情報バンクに登録しないとき。
- (6) 交付決定者が所有者である場合にあつては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に、自己都合により、交付決定を受けた補助対象事業に係る空き家の登録を空き家情報バンクから取り下げたとき。
- (7) 交付決定者が借受人である場合にあつては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に転居したとき。
- (8) 交付決定者が購入者である場合にあつては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に転売し、解体し、又は転居したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、空き家情報バンク登録促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、当該交付決定者に通知する。

3 第1項各号列記以外の部分の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、市長が定める日までに、既に支払われた当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(中略)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお

効力を有する。

(別紙)

1 収支予算書

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円		円
自己負担額	円		円
計	円	計	円

2 事業計画書

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
事業の内容	
実施期間(予定)	年 月 日～ 年 月 日

<補助金申請の同意・誓約事項>

内容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1 補助金申請に係る経費の収支を明らかにした領収書類、帳簿、通帳等は補助金申請を行った年度の翌年度から5年間保存し、市からの求めがあった場合に提出することに同意します。	<input type="checkbox"/>
2 豊田市が、補助事業の適正な実施を図るため、補助金交付前又は交付後において、事業実施に関する状況調査を依頼した場合、必ず協力します。	<input type="checkbox"/>
3 豊田市税を滞納していません。	<input type="checkbox"/>
4 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>
【賃貸借・売買の場合のみ】 5 本件に係る空き家の片付けについては、上記のとおり実施することを空き家の所有者、借受人又は購入者に説明し、同意を得ました。 ※申請者が空き家の所有者の場合は借受人又は購入者の同意 申請者が借受人又は購入者の場合は空き家の所有者の同意	<input type="checkbox"/>

(注) 以下に該当するときは、支払われた補助金の返還を求められることがあります。

- ・ 交付決定者が所有者である場合にあつては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に、自己都合により空き家情報バンクから交付決定を受けた補助対象事業に係る空き家の登録を取り下げたとき。
- ・ 交付決定者が借受人又は購入者である場合にあつては、当該交付決定者が確定通知の日から起算して3年以内に転居等したとき。

(別紙)

年 月 日

(賃貸借・売買) 契約締結に関する誓約書

豊田市長 様

所有者 住所 _____

氏名 _____

利用者 住所 _____

(予定) 氏名 _____

私たちは、下記の建築物について（賃貸借・売買）することに合意し、当該（賃貸借・売買）に係る契約を締結する予定であることを誓います。

記

1 (賃貸借・売買) 物件

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
---------------------	-----

2 (賃貸借・売買) 契約締結予定日 _____

(別紙) ※申請者が借受人又は購入者の場合

誓約書

補助金の申請に係る以下の物件は、補助金が確定通知の日から起算して3年以上利用することを誓います。

年 月 日

物件所在地 豊田市

申請者

住所

氏名

(自署)

【関係要綱一部抜粋】

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第21条 市長は、交付決定者又は空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定又は交付を取り消すものとし、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(中略)

(7) 交付決定者が借受人である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に転居したとき。

(8) 交付決定者が購入者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して3年以内に転売し、解体し、又は転居したとき。

様式第2号(第12条関係)

豊 発第 号
年 月 日

(申請者) 様

豊田市長



年度 空き家情報バンク登録促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった空き家情報バンク登録促進事業補助金については、豊田市空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額

金

円

2 補助金等交付の条件

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	-
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
電 話	()	-	

年度 空き家情報バンク登録促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のあった空き家情報バンク登録促進事業について、下記のとおり計画を変更・中止（廃止）したいので、豊田市空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

変更内容等	変 更 前	変 更 後
補助金額	金 円	金 円
事業費総額	円	円
変更内容及び 変更理由		
添付書類	(1) 変更見積書（変更がある場合のみ） (2) 変更箇所の事業実施前写真 (3) その他、必要に応じて変更を説明する書類	

2 補助事業の中止（廃止）

中止 (廃止) 理由	
------------------	--

様式第4号(第14条関係)

豊 発第 号
年 月 日

(申請者) 様

豊田市長



年度 空き家情報バンク登録促進事業補助金変更承認決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知した空き家情報バンク登録促進事業については、豊田市空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱第14条により補助金の交付決定を次のとおり変更します。

記

1 変更決定額 **金** _____ , 000円

2 計画変更の内容

区 分	当初計画	変 更

3 条件

様式第5号（第15条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
電 話	()	—	

年度 空き家情報バンク登録促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定を受けた空き家情報バンク登録促進事業について、豊田市空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱第15条により、事業を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績及び効果
別紙のとおり実施し、所期の目的を達成できた。
- 2 その他（添付書類一覧）

(別紙)

1 収支決算書

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円		円
自己負担額	円		円
計	円	計	円

2 事業実績

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市		
事業の内容			
実施期間	着手	年	月 日
	完了	年	月 日

3 その他（添付書類一覧）※1

添付書類	①領収書※2 ②事業完了写真 ③その他市長が必要とする書類
------	-------------------------------------

※1 報告書（請求書）提出後、ご指定の口座に補助金が振込まれるまでに3～4週間程度必要ですので、ご承知おきください。

※2 領収書について、原本以外の形式で提出する場合は、補助金を使用した旨の情報（補助金名、申請日等）を追記した原本の写しを提出してください。

様式第6号（第16条関係）

第 年 月 日 号

（申請者） 様

豊田市長



年度 空き家情報バンク登録促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました空き家情報バンク登録促進事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 改修等の内容 事業実績のとおり

様

豊田市長



年度 空き家情報バンク登録促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定をした空き家情報バンク登録促進事業について、豊田市補助金等交付規則第15条及び空き家情報バンク登録促進事業補助金要綱第21条の規定に基づき、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部（一部）を返還してまいりますので、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定取消事由

2 交付決定取消額 金 円

3 既交付済補助金額 金 円

4 補助金確定通知日 年 月 日

5 返還金額 金 円

6 返還金額納入方法 **納入期限を記載した返還用納付書を後日送付いたします**

7 その他 歳入科目 年度 会計
款 項 目 節・細節
事業コード